

民法総則特講

科目ナンバリング CIL-301
選択 2単位

足立 祐一

1. 授業の概要(ねらい)

「民法総論」で学修したことを確認しつつ、それを踏まえて、その後履修した民法科目の知識も適宜取り入れながら、民法総則についてのより詳しい内容や、少し細かい知識、具体的な問題への活用、について学びます。民法総則のうち、主に、法律行為、成年後見制度、代理についてを中心として学修します。

2. 授業の到達目標

- ①「民法総論」で学修した内容の確認し、それを踏まえて、民法の少し高度な内容についても自分の言葉で簡単な説明をすることができるようになること。
- ②知識を整理して、具体的な問題にも対応できるようにすること。

3. 成績評価の方法および基準

学期末に実施する試験(80%)と小レポート等による平常点(20%)によって評価します。

4. 教科書・参考文献

教科書

小型の六法を必ず授業時に持参すること。
「民法総論」履修時に使用していた教科書(教科書は特に指定しません)
レジュメ等配布物について初回で説明する予定です。

参考文献

参考文献については、以下のほか、適宜指示します。
潮見佳男・道垣内弘人編 『民法判例百選I 総則・物権[第8版]』 (有斐閣、2018年)

5. 準備学修の内容

- ・毎回の準備として、授業で扱う予定の部分について、「民法総論」ですでに学修した内容を見直して復習しておくといでしょう。
- ・授業後は、ノート・配布物等を見直して、不明点がないか確認しましょう。授業で扱ったもののうち、ややこしいものや、間違いやすいものについては、あらためて自分の言葉で整理してみると理解が深まります。難しく思われた点は、表などにしてノートにまとめておきましょう。
- ・各回で学んだことを、他人に説明することを意識して、自分の言葉で短く簡単に説明できるか確認してみるとよいでしょう。

6. その他履修上の注意事項

- ・授業の際には、忘れずに小型の六法を持参すること。
- ・自分が学んでいるものが、どのような制度なのか、どのような考え方によるものなのか、頭の中で常に確認しながら学修してください。
- ・民法総論やその他民法科目で履修したことを前提に授業を進めていくことがありますので、分からないところなどは以前に学修した内容も参照してください。
- ・授業中の私語など、他の受講生の迷惑になる行為は禁止です。

7. 授業内容

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 【第1回】 | ガイダンス |
| 【第2回】 | 法律行為の意義、法律行為の解釈(1)(法律行為の解釈とは) |
| 【第3回】 | 法律行為の解釈(2)(契約の解釈)、意思表示と法律行為、意思表示の構造 |
| 【第4回】 | 意思表示の効力発生時期、契約の成立 |
| 【第5回】 | 心裡留保・虚偽表示 |
| 【第6回】 | 民法94条2項類推適用 |
| 【第7回】 | 動機の錯誤 |
| 【第8回】 | 詐欺・強迫 |
| 【第9回】 | 民法の錯誤・詐欺の規定と消費者契約法 |
| 【第10回】 | 無効と取消し |
| 【第11回】 | 意思能力、行為能力、成年後見制度 |
| 【第12回】 | 成年後見制度に関連する法律問題 |
| 【第13回】 | 代理(1)(表見代理) |
| 【第14回】 | 代理(2)(無権代理) |
| 【第15回】 | まとめと試験 |

※上記授業計画は、状況に応じて変更することがあります